入居者死亡時の対応の不備

対象受検機関 検出事項	是正を求める事項	措置の内容
 公社 契約者が平成10年1月に死亡し、同居親族も平成26年4月に死亡したため住人不在となり、家賃の滞納が発生した。その後、同年5月27日に一相続人から当該住宅の鍵と退去届出書を提出があったものの、退去届出書の記載が不備であったため、同相続人に返送のうえ修正を求めたが提出されなかった。そのため、平成27年10月末現在、退去手続は完了していない。 2 賃貸借契約書上、契約を解除する場合は、解除日を確定させた上で、滞納家賃及び原状回復費用等と敷金を精算し、残額の返金又は不足額の徴収を行うこととされている。しかし、退去届出書が再提出されないために解除及び精算手続ができないと認識していたことから、平成27年10月末現在、以下の未収入金が計上されている。なお、公社は、当該事案について平成28年1月に法務相談など法的な検討を行った結果、退去届出書の提出時に、同時に難が返還されていたこと及び住宅内の残置物の処分が完了していたことから、賃貸借契約解除の意思表示があったとして、本件については、平成26年5月27日付で、賃貸借契約を解除できるものと判断している。 対象期間 金額 備考 平成26年4月1日から同年5月27日 53,884円から同年5月27日平成26年5月28日から平成27年10月31日 493,316円 契約解除時点以後も計上した未収入金 	速やかに契約をとも適ととも適ととも適ととも適ととも適ととも適ととも適ととも適ととも適ととも適	日付で退去(契約解除)扱いとし、敷金との精算手続を行い、精算後の不足額(5,851円)については、公社会計規程第35条(不能債権の処理)に基づき貸倒計上とした。 また、契約解除以後の未収入金については、過年度分は兼損失処理、当年度分は未収入金の取消を行った。

工事検査事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
大阪府住宅供給公社	び小規模修繕工事等検査事務取扱要領(以下「取扱要領」という。)に基づき、施工中又は施行完了後において検査を行うこととなっているが、以下の修繕工事については、公社の検査の日付が業者の工事完了日より前となっていた。				適正な工事検査事務の実施に努められたい。	工事検査事務の不備について再発防止を図るため、適正な検査実施及び書類の作成、点検をより厳格に行うことを、平成28年2月25日に所属長を通じて職員に通知するとともに、関係部署の連絡会議においても周知連絡を実施し	
	工事名	金額	工事期限	記載の完了日(業 者)	の検査日(公社)	があるときは、その履行の結果を検査し、 7 検査調書を作成しなければならない。た	た。 引き続き、適正な工事検査 事務の実施に努める。
	公社 打上 009棟 集合ポスト修繕 工事	1,868円	平成26年10月15日	平成26年10月15日	平成26年9月17日		
	公社 鷹合 002棟 クロス張替工事	16, 271円	平成26年9月16日	平成26年9月26日	平成26年9月17日	査調書の作成を省略することができる。	
						【小規模修繕工事等検査事務取扱要領】 (検査) 第3条 前条の修繕工事等を実施したとき は、施工中又は施工完了後において検査を 行い、検査調書を作成する。 (1) 写真、成果品による検査 ・1件の修繕工事等の契約額が10万円 までのもの ・申請者等又は職員が完了確認したも の ・現場による検査に危険が伴うもの ・完了後に修繕状況が隠れてしまい、 確認ができないもの ・機能回復により完了が認められるも の (2) 現場検査 ・前項以外のもの ・所属長が指示したもの	

監査(検査)実施年月日(委員: -年-月-日、事務局: 平成27年12月2日から同月4日まで)